

# さいたま市産婦健康診査費助成金について

里帰り出産等のため、さいたま市と契約をしていない医療機関や助産所で、助成券を使用せずに自費で受診した産婦健康診査の費用の一部を助成します。

※さいたま市と契約をしている医療機関等で産婦健康診査を受診される方は、さいたま市産婦健康診査助成券を医療機関等へ提出することで、産婦健康診査費用の一部助成が受けられます。

## 1 助成の対象となる産婦健康診査

- (1) 産婦健康診査の受診日に、さいたま市に住民登録がある方。
- (2) 医療法に定める病院、診療所及び助産所のうち、さいたま市と委託契約をしていない医療機関等で受診した出産後概ね2週間及び1か月程度の産婦健康診査（基本的な健診及びこころの健康チェックの両方を実施したもの）。

※母子健康手帳の交付日以降の産婦健康診査を対象とします。

※健康保険適用の診療、文書料等は対象となりません。

※産婦健康診査の項目（注）を実施していない場合は、対象とならない場合もあります。

（注）基本的な産婦健康診査（問診・診察、血圧測定、体重測定、尿検査）・こころの健康チェック

## 2 助成金の支給金額

助成金の支給金額は、自己負担をした費用の全額ではありません。申請額のうち、定められた助成金額と自己負担をした額を比較して、少ない方の金額となります。

※助成金額は、助成券を使用した場合の公費負担額と同じ金額です。助成金額を超えた費用については、自己負担となります。

※助成金額は、受診年月日の属する年度の額となります。

## 3 申請方法

※妊婦健康診査と同時に申請される方は、

それぞれの申請書と添付書類等が必要となります。

○郵送の場合、下記の宛先に郵送してください。

\*窓口申請は母子保健課（さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所 2階）で受付いたします。

【郵送先】

\*右記を切り貼りして、ご利用ください。

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4  
さいたま市 母子保健課 母子保健係 宛て  
「産婦健康診査助成金申請書在中」

\*差出し・配達記録が残る簡易書留や特定記録郵便などのご利用をお勧めします。普通郵便で送付された書類の到着確認はお受けできない場合がございます。

\*同封されましたファイルやクリップ等の返却は致しかねますので、ご了承ください。

○電子申請の場合、さいたま市ホームページから申請してください。



検索

さいたま市 産婦健康診査



（令和8年3月作成分）

## 4 助成金の申請に必要なもの

- (1) さいたま市産婦健康診査・新生児聴覚検査費助成金支給申請書（様式第3号）  
⇒原則、自署でご記入ください。（ワード等電子作成文書の場合は押印が必要となります。）
- (2) 医療機関等の窓口で使用できなかったさいたま市発行の未使用の助成券（結果記入済みのもの）
- (3) 振込先口座情報部分（通帳またはキャッシュカード）のコピー  
⇒申請者（産婦健康診査受診者）の振込先金融機関・支店・口座番号・口座名義人が記載された部分のコピー。  
⇒申請者以外の振込先にご希望される場合は、申請書裏面の委任状を忘れずにご記入ください。
- (4) 医療機関等が発行した領収書と明細書の~~コピー~~  
⇒受診先医療機関等の名称及び受診日が明記された領収書・レシートなど。  
領収書を紛失した場合は、さいたま市産婦健康診査実施証明書を医療機関等に記載してもらってください。証明書の発行手数料は、申請者の自己負担となります。
- (5) 母子健康手帳の「表紙（お子様の生年月日記入されたのもの）」と「出産後の母体の経過（2週間及び1カ月健診の結果が記録されている）」等のページの~~コピー~~

※転出された方は、転出された先の住民票のコピーの提出をお願いします。

※さいたま市産婦健康診査費助成金支給申請書、さいたま市産婦健康診査実施証明書は、さいたま市のホームページからもダウンロードが可能ですのでご利用ください。また、各区役所保健センター窓口及び母子保健課（さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所2階）にて配布しております。

※【さいたま市ホームページ「産婦健康診査のご案内について」】で最新情報をご案内しております。右の二次元コードを読み取っていただくとページが開きます。



## 5 申請期限

ご出産日の翌日から起算して1年以内。 ※期限の日が土・日祝日の場合は、翌日を期限とします。

※転出された方は、さいたま市民であった産婦健康診査受診日の翌日から起算して1年以内の申請期限とさせていただきますが、お早めにご申請ください。

## 6 支給までの流れ

審査後、産婦健康診査費助成金の支給が決定した場合は、「さいたま市産婦健康診査費助成金支給決定通知書」を申請者あてに普通郵便で郵送します。支給要件に合致しない等で、不支給とした場合は、その理由を記載した「さいたま市産婦健康診査費助成金不支給決定通知書」を申請者あてに普通郵便で郵送します。

支給が決定した方には、ご指定いただいた口座へ助成金を振り込みます。

申請書の受付日から振込みまでは、約2～3か月かかります。

※事業別に審査するため、妊婦健康診査助成金等と同時申請であっても振込日が異なることがあります。

## お問合せ先

さいたま市子ども未来局子ども育成部 母子保健課 母子保健係 TEL：829-1586 FAX：829-1960			
西区役所保健センター	TEL:620-2700 FAX:620-2769	桜区役所保健センター	TEL:856-6200 FAX:856-6279
北区役所保健センター	TEL:669-6100 FAX:669-6169	浦和区役所保健センター	TEL:824-3971 FAX:825-7405
大宮区役所保健センター	TEL:646-3100 FAX:646-3169	南区役所保健センター	TEL:844-7200 FAX:844-7279
見沼区役所保健センター	TEL:681-6100 FAX:681-6169	緑区役所保健センター	TEL:712-1200 FAX:712-1279
中央区役所保健センター	TEL:840-6111 FAX:840-6115	岩槻区役所保健センター	TEL:790-0222 FAX:790-0259